

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の方法の認可申請に関する面談（5-11）

2. 日時

令和2年7月28日（火） 17時30分～19時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊係員、池永技術参与、上原技術参与、吉村技術参与

原子力規制部 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉管理官補佐

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長 他7名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：NRA 殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

資料2：5次申請書 第3回補正と第4回補正の添付図変更箇所比較表

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、規制庁アリタです。それではただいまより、三菱原子燃料の第5次設工認の面談を開始します。本日1月21日に申請があり、昨日7月2714回目の補正はありました深淺推定面談を行います。
0:00:19	内容としましては、まず補正の
0:00:22	ほぼ今回の補正で変更点として配付資料いただいておりますので、それに基づいた事実確認、それが終わった後に配付資料で反映されていないとか変更箇所があれば三菱原子燃料さんから説明をいただくということで進めたいと思います。
0:00:41	まず配布資料に沿ってこちらから事実確認していきたいと思います。
0:00:56	はい。規制庁アリタです。
0:00:59	本日もらった配布資料のほうでは番号2458番から順番に。
0:01:06	回答がございまして、概ね
0:01:11	青森でこの回答では拝承なんですけど、一部せいただきたいことございまして、
0:01:23	それから、
0:01:25	番号2465番、これについてで
0:01:30	壱岐受槽ポンプ停止インターロック、これが
0:01:40	これから循環貯槽の親機が循環助走にあたりインターロックで作動たんはUF実機蒸発器にあるということで、これ、こういったパターンのインターロックの記載を使用不平等反映するかということで今回は、
0:01:56	親機の
0:01:59	循環貯槽と作動たんの蒸発機、それぞれ両方書くということで、整理したいということだと思います。申請承認はしたところ、似たような例の例えば地震インターロックとか、いろいろあると思いますけど。
0:02:15	まあ似たような例も同じように親機と作動たそれぞれの使用性の反映されているのは確認したんですが、こういった整理についてはこういった整理するのであれば今後60とか70とか次回以降の申請についても、
0:02:29	同様に反映していただく必要があります。この整理でもいいんですけど、だからこういうからそういう結構複雑になるので、
0:02:39	就職にあたっては漏れがないようにということでお願いします。
0:02:54	Maなどといった透析ありがとうございます。60イケナガできるように反映して
0:03:03	はい
0:03:09	続きまして
0:03:13	2472番と73番の関係で溢水量高さの関係なんですけど、
0:03:23	蒸発器の堰の内側については

0:03:27	その堰によって溢水が防げるということで、その溢水高さの評価は使用表から聞いているんですが、他方で堰の内側のせずに当たる例えばフードボックスの中とかで紹介に伴う水っていうのが当然その火災があった場合に、
0:03:45	この放水されることがあると思うんですけど、それが放送された場合、当然その堰の中とか或いはフードボックスのかどうか、狭い範囲保っていくので、これ量によっては溢水高さよりも高く、水がたまるんじゃないのかという気がするんですが、こういうについてはそこまでたまらないという。
0:04:06	評価はされているのでしょうか。
0:04:17	セミナーの設定例えばノAを下限をできる限り低減することで強化というできるだけ
0:04:30	やはりあらゆるっていうようなことで、都政ございます。かつ設備も絶対という段階でございますので、将来っていうふうに挙げてございます。
0:04:42	有料化菜園としては
0:04:46	ホールドとの交渉の振興ポンプ、それがあったと思うんですけどもその消火水を、その消火水をまいたとしてもその溢水高さまで至るような大量の水が必要ないと、そうすることでよろしいですか。
0:05:06	あと、取引の通りで、
0:05:10	ちょっと今の話、特に今回の申請ひずみ計とかはしない感じですよ。
0:05:28	メールなどで、
0:05:29	はい、そうでいよとか、具体的なんついた
0:05:35	はい。
0:05:40	はいわかりました。
0:05:48	私の賛成進みの根拠
0:05:59	そう。
0:06:37	はい。
0:06:41	岩下。
0:06:44	はい。
0:06:45	そちらすいません規制庁タナベから循環項関係について2点お伺いしたいと思います。1個は、
0:06:51	記載がどこにあるのか教えて欲しいところだけなんですぐに終わらせませすコメント番号の247させて2478番。
0:07:02	のベント配管系統ですね、こちら添付説明書の切6に記載はされてるっていうことなんですけど、これは1601ページの赤字のところ記載されているっていう理解はよろしいですか。
0:07:43	そう今図面4の

0:07:47	ここからが今回コメント迂回等なされたベント配管についての説明を追加したところっていう理解でよろしいですか。ちょっとベント配管っていう言葉が書かれてなかったので、その点だけの確認。
0:08:05	名果たせて
0:08:08	やはりとしてはここでありがとうございます。ありがとうございます。今のところのコメントについては向こうだけになりますっていうと続けてもう一つ確認しているところがコメント番号の 248 一番
0:08:25	ね。
0:08:26	いう杖普通の配管料も防護カバーについてなんですけども。
0:08:32	続いてお伺いしたんですが、今回す。
0:08:36	簿価が後々ほかにといていうのがありますよね。いU0つうの配管要望方カバー増内側に持つといてあるんですか、それとも防火バーのところは防護カバーだけ行為のところはそういうとこ取りだけっていうふうな防護がされているんでしょうか。それとも、両方が合わさっているところがあるの。
0:08:56	でしょうか。ご回答ご説明をお願いいたします。
0:09:06	申請書でいうと、376 ページとかですネ。
0:09:27	MNFなどして
0:09:35	儲かる中はですね、Point1 のみですね。はいのみで周りにこういうようなカバーをつけてるといような形でございます。
0:09:50	あともう一つ、
0:09:53	をもってそれだけでしょうか。
0:09:55	えーっとですね規制庁タナベです。も、
0:09:59	今で言うと言いがあるところは通りだけでカバー下のほうにカバー配管用のカバーがありますよね、配管カバーはその中にプラス相違が入っているわけではないっていう理解でよろしいですか。もう問だけカバーできで配管が防護されている。
0:10:16	あとといて、360376 ページに参りているこのトレーが遠いっていう理解でよろしいですよ。
0:10:25	以上です。
0:10:28	名などご指摘の通り、イワマ個々の取れたから、ここはですね
0:10:38	サーバーの中はっばいのみですね。
0:10:42	すみません配管要望ほかバーの中は問ありますか。ありませんか。多分図面を見るとないと思うんですがちょっと一応構造の確認だけお願い総務はい解剖カバーについてはですね。ええと岩内ありません。この弁の通りでございます。

0:11:01	規制庁タナベです。承知いたしました図面の説明ありがとうございます。タナベからは以上となります。
0:11:08	はい。
0:11:10	規制庁のイケナガ。
0:11:16	これ申請書のページ、400
0:11:27	コメント。
0:11:32	そこ
0:11:34	これ、
0:11:42	パネル。
0:11:53	例えば、405 ページ目の粉砕機
0:11:58	ここにオイルパンですが、
0:12:08	これが火元になる。
0:12:10	この
0:12:13	4 番、2 ページ
0:12:34	MFW徹底とね。クローバーのその後体調が抜けるとここに記載させていただいた通りですね、相手がですね、そういった記載相手が 6 事例理事会申請書としてありますけれども、それでございます。
0:12:50	したがいましてですねちょっとこういう形では一番近い距離、約 2 メーターで及びかというご指摘額申請としてはご異議対策いただきます。で、6 地震性ですね、守るべき対象を配置をお示しすることで、
0:13:07	心はこのより営業地関係を示してね、こっちに出た方向性を合わせて、
0:13:16	考えてございますということでこういうような記載になっていただきます。
0:13:21	イケナガですけれども重ねて聞きますが、火災滅というのは、このフロアですかそれとも下のオイルパンの
0:13:30	油、水素のグラム方法が真上にあるいろんなモーターとか手続きがあると思うんですけど、それによる加熱によって燃えるとそういうソフトでよろしい。
0:13:46	メールなどでブルーアースが使用する青色がですね、一般に溜まってオイルパンで火災が発生するというような想定をしてございます。
0:13:57	わかりました。
0:14:00	イケナガから以上です。
0:14:17	じゃ、
0:14:22	規制庁、
0:14:24	海進に関して、
0:14:33	惜しい
0:14:46	大川です。

0:14:49	各	
0:14:52	F	
0:14:55	の	
0:14:57	関連で、	
0:15:00	例えば、	
0:15:12		300
0:15:16	ちょっと真ん中の下のところで、	
0:15:22	一部のスケッチの詳細というところで約の寸法追加していただいているんですが、	
0:15:29	これは当然のカバーの幅方向の寸法ですね。	
0:15:34	この寸法を等ですね、その前のページなんですけど。	
0:15:40		307
0:15:45	ちょうど下のほうですね。	
0:15:51	名称が書いてある。	
0:15:56	ここで書かれています。	
0:15:59	スタートの部分です。	
0:16:11	寸法のとり方が、	
0:16:17	経産省と合わせてですね、	
0:16:20	どちらの数行でとらえているのか、あわせてちょっと確認のため御説明していただく	
0:16:39	閉弁カードだけちょっとね、このあとで後程回答させていただきます。わかりました計算書とあわせて	
0:16:51	寸法説明お願いいたします。	
0:16:53	もう1点規制庁し、	
0:16:57	それともう1点監視、	
0:16:59	直近で確認させていただきます。これは	
0:17:02	今回の補正ですね、	
0:17:06	新しく	
0:17:07	追加設定追加されてきた部分。	
0:17:20	低耐震計算書といいますと1399ページ	
0:17:28	これ、	
0:17:36	で、	
0:17:38	追加されてきましたが、	
0:17:40	まず第1、ちょっと2点ほど確認なんですけど第1点として、今回これを追加されてきた理由っていうのはまず説明していただく。	

0:17:51	それから、第2.としまして、
0:17:56	計算の評価の方法、
0:18:01	の
0:18:06	その状態が成果盤の筐体自体が、仲條部の話で固定されていて、
0:18:15	鉛直荷重が作用しないという記載があるんですが、これは具体的にそのような取り付け方法をされているのか。
0:18:24	説明をお願いしたいと思います。
0:18:51	MNFマスイですね。
0:18:56	この先Bが成果になった理由なんですけども、前回の資料関係の
0:19:04	調査のときに入れんのケーブルのほうもの成立という流れになりまして、そう
0:19:15	なると、途中で出てくる版が必要になってくるんで、そこが追加で載せた集計したこと
0:19:21	です。
0:19:21	はい。
0:19:25	MNFのヤマダでございます。この版を今回できた理由なんですけども、まず電
0:19:45	磁衝撃当該部表記の事業の説明の中で、障害が出てきまして、前障害の適
0:19:58	合するためにですね、当法廷の筐体で覆うというところ。
0:20:00	資料が備考がありましたんで、工程の筐体ということで、これを敵はやってき
0:20:02	て、機械下というのがそもそもの発端でございます。
0:20:04	例えばそれが、
0:20:11	引っ張った、
0:20:24	あとは、
0:20:29	方なんですけども、もともと盤がございまして、
0:20:40	それをですね外側から柱で補強するようなこんな構造の凹構造のものでござ
0:20:42	います。
0:20:46	以上でございます。
0:20:54	規制するシミズがないので、具体的には個目方ってというのがちょっとページが
0:20:59	ちょっと書きづらいとか、
0:21:04	情報を
0:21:12	SARRYで固定しているという。
0:21:20	ことですか。
0:21:28	そうしますと今これ例実態は
0:21:36	例えば1400ページのほうの下のほうに作用荷重ってというのはあるんですが、
0:21:44	これは

0:21:03	長期でかかれないということが地震時だけこれにかけ地震時にかかる荷重ということですか。
0:21:27	三菱原子燃料ヤマダでございます。
0:21:31	そうであろう盤自体の荷重は
0:21:35	この柱が受けるのではなくて盤が横方向の地震の荷重、
0:21:42	を受けてそれをサポートするので横方向の荷重を受けるといふふうに期待してるので。
0:21:57	表
0:22:00	上部の範囲で支えていくっていう部分は無視してボルトの部分が、
0:22:07	地震、
0:22:08	うちは実際には上部と下部で支持してるの。
0:22:13	どう計算上は下部のボルトで固定してるという評価で得られてるということによるしいんです。
0:22:24	ここMNFヤマダでございます。おっしゃる通りでございます。
0:22:30	うん。
0:22:31	わかりました。計算上は保守的にやられてるのではちょっと上部の赤字のことが気になりましたけど、
0:22:39	やり方はわかりました。
0:22:42	ちょっと
0:22:43	本来はもう少し、
0:22:45	知事の
0:22:47	それと、
0:22:50	図面等を充実したほうがよろしいんですが、
0:22:54	こういったものが今後わかるような
0:23:05	MNFヤマダでございます。図面のほうも追加してございまして、3ページ。
0:23:16	これが上部支持やっぱりちょっと
0:23:26	審査
0:23:31	MNFヤマダでございます。土地いたしました。はい、今後ちょっと詳細確認をいたします。
0:24:05	いや、
0:24:11	書かれて、
0:24:14	なぜ検査の方法
0:24:54	これ、
0:24:57	それから 1000MNFナカジマで先ほどのオオイというアジアの中のもので合わせて回答させてください。

0:25:07	はい、じゃ次行きます。
0:25:11	2513 のところで耐圧試験範囲、条件の明確化という
0:25:26	は、その配管が入ってないんですけども、
0:25:33	耐圧もやるような話をしたかと思うんですけども、
0:25:37	配管を削除した。
0:25:40	考え
0:25:42	今回、
0:25:44	耐圧をやる範囲をどういうふうな形で決めたのかっていう説明が資料 12 には書いてないって、その辺の考え方を変えていただきたい。
0:25:59	という
0:26:10	メールなどで考えがあったけど、
0:26:18	あれはですね
0:26:23	いろいろ広報の方、
0:26:28	はい。
0:26:36	最悪検討したんではネットとしては大分報道でも求められる。当加工施設の安全性を確保上重要なものを、こういうことをちょっと整理していただきました規程通りに該当するものとして、
0:26:52	容器ですね、表記が該当するっていうので、対策拠点ということを全体の検査についてはですね、
0:27:03	305 ページに例えば運びですね、外帯初でやって同意見もやるっていうのは、こちらを開いておりますけども手当はですね系統全体を言っていることはいっぱいいいけていただいております。
0:27:20	第 6 項としてはこの対象のものについて言及しているというような特定の仕方でございます。
0:27:39	要するに、
0:27:43	はい。
0:27:49	機器の話しか出てこない。
0:27:51	逆に、
0:28:00	/ 図のほうにも入れてもらえ。
0:28:16	MFなどと実際の資料 12 からですね
0:28:21	系統図、この随契の と というものを読み込んでおまして、ここにですねこの加圧器の系統全体を示すものを示してございますけどこのまじょう条件っていうのをここに記載させていただきます。
0:28:37	はい、期待しております。そんな中でですね配管系統についてはですね、小計でありますんで、こういう安全上、

0:28:48	というようなものには該当しないということでここでまず非該当ということ整理で ございます。これをですね資料 12 から読み込んでおりますんで、配管は該当 しないと言う必要がございます。これが言ってこちらが
0:29:03	ですね、粉末系でございます。
0:29:06	ここで整理はついてるのかなと考えてございます。
0:29:13	はい。
0:29:19	そこで、
0:29:20	仕方が、
0:29:25	以前は系統分も含めてたやつをやるような話をして、
0:29:34	今回はもう機器単体しかやらない。
0:29:39	いう
0:29:46	意味合いで
0:29:48	求められる 15 条に求められるTHAI試験っていうのについては基地単体で系 統全体についてはですね閉じ込めとすべて当然炎漏えいの防止というのはご ざいますんで、TROI試験ですね、系統全体をやるというのを、
0:30:08	検査方法のほうで
0:30:11	説明させていただいてございます。
0:30:29	今、
0:30:31	上は 305 ページの
0:30:36	番。
0:30:40	という理解でいいんですかね。
0:30:46	メールなどですねここに書いてますけど、あの範囲はこの系統図のほうで耐久 と言ってるところですね、時の心で扱うところもこの条件でプロジェクトやります というふうに書いてございます。
0:31:02	だから系統図で太い線。
0:31:11	だから、
0:31:12	開発でやりますと、
0:31:17	漏えいを確認する範囲、
0:31:21	その辺が読めないんですよ。
0:31:36	メールなどで系統図、こちらの系統ですね先ほど方じゃなくて、経営の方なん ですけど、こちらではっきりここについてはこの太線でお示ししてございまし てここを漏えい試験をするという考えでございます。
0:31:53	前回の資料のずっとK - 1 かな、その中で配管代用太くしてましたよね前回
0:32:11	MNFはいそうですねでべきレベルでこの材料及び構造に求められるものと閉 じ込めに求められるもの。

0:32:22	そこを当たたりで整備不良のようなご指導いただいたって、今回見直させていたいただいたものであります。
0:32:32	そうすると、とじ込みとしてのね、先ほどの説明で漏えい検査をやる。
0:32:39	いう。
0:32:41	具体
0:32:45	系統図で読めるんですか。
0:32:59	MNFナガトシてですね。
0:33:03	検査の方法のところにてですね、
0:33:08	加圧試験をやるほう範囲というのはですね、随契の位置等にですね、ここではないです。1と2ですね、のほうに書いております。そこで正圧でよろしいと取り扱う系とそれから変わってウラン粉末を取り扱う系統というふうに
0:33:25	ご明示させていただいております、それを受けたこの随契の1と2ですけど、これが、
0:33:42	ここで
0:33:44	加圧部分は、この太線のところで機能を明記しておりますので、それで読めると考えておるんですけど。
0:34:13	右のほうだと思わないんじゃない方、
0:34:22	系統水圧で取り扱う範囲という形が書いてなくて、試験範囲を実際どこまで扱うかというのが書かれてないですよ。
0:34:41	だから系統として今回、配管も含めて、
0:34:47	漏えい検査をする範囲を明確にしてもらえないです。
0:35:00	メールなどで
0:35:02	えーとですね、他系統には書いてないんですけど、検査の方ですねあれを読み込むことで示しているのかなというふうに考えたんですけど、ちょっとわかりづらい、というようなことなんで。
0:35:17	記載のほうですね、もうちょっと検討させていただこうかと思います。はい。すみません。
0:35:27	あと、ちょっと私からもう1点追加で確認したい項目があって、
0:35:33	原料倉庫地下ピットに関して、
0:35:38	途中
0:35:41	会議を追加したんですけども、
0:35:44	今の検査は外観しか検査しないんですけども、
0:35:50	変更がない。
0:35:54	施設でも、
0:35:57	バックフィットとして、

0:35:59	すべての項目は確認しないとイケないので、
0:36:05	それをできたら反映してもらいます。
0:36:30	三菱原子燃料ナカジマでいません。もう一度ご質問ご指摘いただけないでしょうか。申し訳ございません。空力ですけれども失礼します。はい、議員
0:36:46	最初、
0:36:48	いや、
0:36:51	追加されてます。
0:36:54	実際の変更内容としては変更なしなんですけれども、
0:36:59	確認する内容として今外観しか確認。
0:37:04	指定する予定にしてないんですよ。
0:37:08	外観だけじゃ不十分で、
0:37:12	本来、このピットとして要求される部分性の方が満足されるような検査をしてもらえないでしょうかというお願いです。
0:37:31	三菱原子燃料ナカジマで工事が無いということで概観してたんですけれども、ご指摘に理解しましたような検査を追加するようにいたします。はい。
0:37:45	ハヤカワですよろしく申し上げます。
0:37:51	規制庁チバです。
0:38:17	はい。
0:38:23	債権。
0:38:27	配置
0:38:34	要は、
0:38:44	次に、
0:38:55	具体的に
0:39:13	役付ず、
0:39:17	もしもし
0:39:22	すごい
0:39:27	なんですけど。
0:39:32	配置確認じゃない。
0:39:34	具体的に
0:39:46	確認しますよね。
0:39:50	違います。
0:39:53	ちょっとケースは違いますけどね、例えば MNF の補正で作ってる製品の寸法検査、目視で確認することあり得ます。
0:40:00	鉄の記載もして、
0:40:06	寸法確認ですかと思うんですけど。

0:40:10	このことは非常にびっくりしたんですけどねって。
0:40:20	MNFシミズです。
0:40:23	まず添付図2に変えております。こうなんですけれども、この寸法たものはまずあの設計としてですね、この特定というか、こういう設備がこういった構造と いうか大きさですよとか、
0:40:39	概要をですね、ご理解いただくために期待しておるものでこれによってです ね、言ってみれば、このFBというのが時ないですね、例えば
0:40:54	設備内でどうぞ。
0:40:55	がたがちぐはぐになっているとか、ITOですね、無理ななってるよ/といったよ うなことがないですよということを説明するがために、の入れております。
0:41:11	設置のときにですね、やはり
0:41:16	といったことをね、考えに入れながら、
0:41:21	切り換えていけないので、それを御説明申し上げるために寸法として入れさせ ていただいて、
0:41:29	従いましてですね、厳密な寸法という和山やっぺいこうということで、実際には 徹底するために社長ずれたままではやってポートへおな形で、きたっていただ いております。
0:41:46	一方ですね、やっぱり寸法以外できっとこう間対象とか、そういった形でお尋ね なければならぬものに関しましては、以上以下の規定をとらせていただいて おりまして、5連ましてワーツまああの、
0:42:02	ような
0:42:03	一方出して、として、/Eまでございます。
0:42:09	今回ですね、寸法というものをどの項目入れておりますのはこういった設備が ですね全体的に無理のない範囲の中で会いされて経つけどされてるということ を確認するのみけれども、それに伴いまして、非常に応じて、
0:42:26	継続をするといったことも
0:42:30	いえ、検討させていただきます。
0:42:33	いうことを申し上げた次第です。
0:42:37	従いまして今回このような表現に立っていただきました。
0:42:41	以上です。
0:42:44	すべてやって欲しい。
0:42:49	次、
0:42:54	鈴木
0:43:00	実際はそちらの申請
0:43:06	シミズ

0:43:08	測定し、
0:43:12	寸法確認として、
0:43:15	それでも口って、
0:43:17	やはり、
0:43:19	件数
0:43:46	はい、役員につきましてはドド項があって、何と言ったきっちり今どちらに振れるかっていうのは確かに別個状況でわからないこともありますので、だ庄原ってことでもありますので、
0:44:03	それに過去行ってですね、何も検査しないということもどうかということでございますので、目視ということも入れさせていただきまして、全体的な見解出していきたいと思います。
0:44:18	実際の検査のですね、項目というものにつきましては別途検査要領書で決めて考えていきたいというふうには考えておりますけれども、もともとこのや寸法というものがこの議会の特定を示す参考の銀行であるということをご理解いただき、
0:44:38	考えまして、このような営業日にパッていただいて、
0:44:44	いや、多少ずれ込むってのは、
0:44:49	みたいと思います。
0:44:55	七つ貯槽、そこは言ってもその
0:44:59	ある程度の許容範囲ってというのが、
0:45:03	イケナガ
0:45:06	そこの考え方を教えて欲しいっていただけなんですよね。
0:45:10	そういう目視でありますので回答だと。
0:45:20	そこを御理解いただけませんか。
0:45:31	はい。目的というものはどの実際に大丈夫関係とかを見ていうところも含めまして文中に入れていただいたんですけども、もう少し表現のほうは見渡していただきたいと思います。
0:45:48	作らせて目視寸法検査で用いて逃れない。
0:45:51	そう。
0:45:59	以上です。
0:46:00	いや、
0:46:01	もう
0:46:02	わかりました。ありがとうございます。
0:46:13	失礼。
0:46:16	規制庁あれですか、指摘

0:46:25	先ほどホールドにしました。2号コメント2号1には、主要な構造材や溶接部の功罪という適合性示すことというのを回答に対するご質問それから
0:46:41	あともう一つヨシムラさん。
0:46:44	からのご質問のコメント回答あつ担当者
0:46:49	おりますので、回答させていただきたいと思います。
0:47:02	フラグでまず予定普通のか、カバーの復興を的なことをもう一度すてきお願いできますでしょうか。
0:47:25	じゃあさせ変わり規制庁タナベから
0:47:29	お伝えさせていただきます。提示375ページ376ページの記載でして、UOF配管よう防護カバーの記載について、
0:47:43	こちらのですね、寸法ですね、例えばその300今376ページ出てますが、H詳細に書かれている。
0:47:56	寸法の記載、新たに入れていただいたところですね、記載と、
0:48:01	375ページ。
0:48:04	今の寸法の記載、ちょうどアスタリスクの9番で飛ばすというところの寸法ですね、こちらの寸法が両者違う普通の家で違うようになっておりまして、こちらの寸法の違いと頭その経産省のは、
0:48:23	こちらこそを使っていると思いますが、こちらの寸法それぞれの関係性についてを教えてくださいという整理をされているのか教えてくださいという質問でした。
0:48:42	MNFオオイです。この件にお答えさせていただきます。まず一番最初にフロアUOとF配管よう防護カバーの東翼上げ幅犯行につきまして■■■■で表現させていただきますました雨水は捕鯨
0:49:02	タナベで進めてください。はい。
0:49:06	はいあそこやってスタートさせ、まずこのず既設配布2のほうでフードボックスの柱の中心間距離でまず表現させていただきました。
0:49:21	そうのところと、耐震計算書との繋がりが今言って読み取りにくいという御指摘受けましたので、ぐいて、
0:49:37	図排風にS11-2のほうで来商売できねえ発生していただいています。あと柱のちょっとおとそんで、ちょっと表現パテていただきました。
0:49:53	で、なぜこのような形にしたかといいますと、発生がこれですと柱の幅、二つに本文の長さをいた部分がフードボックスの
0:50:09	耐震計算書のモデルとかがってしまった例1本をLES2の11年の1と休診距離ですので、はっきり半分の距離が半分の中を×にしたものが、

0:50:27	お出した部分がそのトップの耐震計算書における、横幅になりますが、ちょっとこれわかりにくいのかなということで、ええとこってずっとFs 2、11分の2の表をお伝えを追加させていただきました。
0:50:48	ですので、耐震計算書におけますこういう大手する防護カバー配管要望カバーを耐震モデルの横幅に対して鉄1にも11分の1。
0:51:03	11分後にどちらを聞いても同じ。
0:51:07	耐震計算書のモデルと同じ等はばっかりになっております。すみません。ちょっとあの同じものについて二つの表現をしてしまったのがわかりに移りましてしまったのかもしれない。すみませんでした。
0:51:21	ですから、規制庁のヨシムラネットからの説明
0:51:26	内容は、
0:51:31	雨森課長。
0:51:33	今日は理解します。ちょっと私のほうも多分そうじゃないかという。
0:51:37	思いました。ただ二つ。
0:51:48	混乱しますので、これは外径ナガイ系で
0:51:55	貸出統一するようにはしていただければと思います。
0:52:04	メールを入れるというので、ありがとうございますありがとうございます。
0:52:27	メールアドレスすみませんけど2512番に関する御質問があると発表、今先ほどもう一度質問をお願いいたしますでしょうか。
0:52:40	検査
0:52:51	非破壊検査方法を行うという話をしてもらってるんですけども、
0:53:00	検査の
0:53:01	法のほうに、
0:53:03	非破壊試験の話が出てこないんですけども。
0:53:11	なぜですかという質問です。
0:53:21	はい。
0:53:22	MNFなどとしてですね、過去の記録を隠して、また適合性説明のほうに示させていただいたというふうに整理をさせていただきます。
0:53:51	資料規制庁ハヤカワですけども、資料のですね12-810
0:54:03	いや、センサー見ている。
0:54:09	というような書き方してるんで。
0:54:13	実際には非破壊検査をやるものだと思ってるんですけども。
0:54:20	今のお話だ記録で確認するっていうのはどこで読めばいい。

0:54:30	mIなどですいませんご出席衛生理解しました営業店説明で確認したんですけど、これをですね、改めて検査として永代発生いただきまして、検査項目として記載してですね、
0:54:48	あとメリットのやはり過去の記録の確認とか、そういうのを改めてよさ検査をして実施するようにPPAと思います。
0:54:57	規制庁ハヤカワ
0:55:13	そなんですか。
0:55:27	はい。
0:55:30	原子力規制庁の武田です。
0:55:33	即日し、
0:55:36	されたですね。
0:55:38	施設
0:55:39	防護ネット
0:55:41	関連する内容。
0:55:44	何点か。
0:55:45	マスイいただきたい項目がございます。
0:55:48	私のほうからは、
0:55:51	そうすると、
0:55:52	確認させていただきます。
0:57:53	ネットのスズメに関するところから2点確認させていただきます。
0:57:58	まず提示が338ページの
0:58:02	.17、4分の3からの確認事項になります。
0:58:10	ここで、前回の補正からの変更点としてQp間のワイヤーロープの寸法の変更等は見合い寸法が変更になっているんですけども、この変更理由を説明いただけるでしょうか。
0:58:30	三菱原子燃料ナカジマで380338ページ所転換工場のネットの図なんですけれども、この防護ネットの寸法につきましては、今回の古生代4回補正申請前、
0:58:48	2E施工性がですね、よりいい構造できるでなお且つ必要な飛来物防護機能を確保できる適正化可能ということで、防護ネットの寸法を■■■■もともとオーダー段階補正までは■■■■、
0:59:08	寸法義様から運行変更によりましてこのネットの寸法変更に伴って名あい等々をワイヤーロープの径を変更して必要な飛来物防護機能を確保できるように行ったものです。
0:59:30	原子力規制庁タケダです。

0:59:33	施工性を考慮して葬祭な検討した結果変更になったという点、理解しますが、
0:59:41	どうぞ。
0:59:42	4回の補正になって今更の変更かということを思いもあるんですけど、もう認可してしまうと。
0:59:51	そこから変えることはできないんですけども、検討はこれで数にフィックスされているという理解でよろしいでしょうか。
1:00:00	三菱原子燃料のナカジマで今後も変更することはございません。
1:00:06	原子力規制庁の武田です。はい、わかりました。
1:00:09	もう1点確認させていただきます。
1:00:13	ページが344ページになります。
1:00:21	図面がず理研の22になります。
1:00:26	除染設備、
1:00:29	ネットなんですけれども、
1:00:31	スパンの途中に防護ネットを設置する際に、
1:00:37	防護ネット設置の鋼材を設置して設置するというふうなことなんですけれど、
1:00:44	あの飛来物をこういったリテールになった場合、飛来物を受ける際、
1:00:50	荷重の伝達を考えると、ばりに衝撃荷重が作用することになるんですけども、その際のばりは健全であることは確認されているのかということを説明お願いいたします。
1:01:07	見取り図原料ナカジマです。ご指摘の通り、ネットに飛来物Mwが当たったときにこのネットを設置を鋼材にそういう荷重が作用します。このはりの荷重については、
1:01:23	てこの構台を設置しておりますのが終わりとそれから小針芋を接続しております。具体的に評価しておりますナガイより強度の弱い子ばりEにつきまして強度検定行って、それでも弾性範囲内であることを確認。
1:01:42	ばりのサイズ配りに比べて約3倍いいのサイズになっておりますので、十分裕度をもって弾性範囲内というふうに評価しております。
1:01:58	はい。原子力規制庁タケダです。わかりました弾性範囲であることを確認されているということを理解しました。
1:02:05	繰り返しても同じようなことを聞いて申し訳ないんですけども、この防護ネットを設置をの鋼材、
1:02:14	今回の補正で初めて出てきたんですけど、こういった材料の荷重っていうのはどんどんUD設工認のモデルにも何かしら重量としては考慮でされているんでしょうか。

1:02:31	三菱原子燃料のナカジマで及び申請の建物を重量として液体荷重として含まれてるものです。
1:02:41	はい、原子力規制庁タケダです。わかりました。私のほうからは以上になります。
1:02:48	続きまして規制庁座ですね。
1:02:53	竜巻に関して飛散防止要望ネットに関する評価のところに関する確認です。
1:03:02	まず申請いただいた資料補正申請書の 1038 ページ。
1:03:15	こちらのほうに、
1:03:17	赤字で修正する箇所というのが明記されてます。
1:03:22	評価の対象とする部分の対象とするものですね。
1:03:28	というものをここで明確にしているのでこの記載に関しては、許可を踏まえてですね。
1:03:37	許可申請書で言えば、
1:03:39	添付 5 -
1:03:44	126 辺りからですね、竜巻の安全上重要な施設に対する評価してますけれども、
1:03:53	この内容を踏まえた記載になっているというふうに理解しておりまして、具体的に言えば、前後の 130 ページにですね、竜巻の影響を受ける可能性のあるウラン量、ここに記載されている。
1:04:10	施設等を対象としているという理解でいいです。
1:04:15	そこはそういう理解でよろしいでしょうか。
1:04:21	びっくり原子燃料ナカジマで私どももこのネットの設計にあたっては今できてるか、ありました店舗堅固の 126 ページ、この対応を 2 基適合するように設計しております。
1:04:37	規制庁檜です。了解です。その上ですね、今回その評価をしていただいて、変更になっている箇所が評価結果が 1096 ページ。
1:04:55	に記載されておりまして、この中でですね、確認したいのはですね。
1:05:05	除染室分析室の 1 階のところの評価についてと
1:05:11	転換工場東側 1 回についての評価について確認させていただきます。
1:05:18	まず
1:05:20	前回ですね、今回の 4 回目の補正ではなくて、3 回目の補正のところについて、
1:05:28	確認させていただきたいんですけども、
1:05:32	ここで登場まず除染する分析室のところから確認します。

1:05:37	もともと日飛来物を想定する箇所というところで飛来物を想定しないところが除染室分析室1階の 番。
1:05:50	ということで評価をされていました。
1:05:54	このところっていうのは、この部屋に何があるかっていうと、ハンド沸騰モニターだとかがあるということで核燃料物質がないということ踏まえて、
1:06:04	このところは、その飛散防止の評価をするということは、許可の基本方針に従ってですね、理解していたところですね。
1:06:16	それに対してですね。
1:06:18	今回ですね、今回の4、4回目の補正ではですね。
1:06:26	除染室分析室全体がですね。
1:06:30	非ない物の評価の対象外となっています。
1:06:35	こういう
1:06:37	なるとですねまず許可のときの安重の評価で、このところっていうのが除染室分析するには、約数トン以上ですね。
1:06:49	核燃料物質が存在していて、
1:06:51	そういうことを踏まえて防護ネットを設置しますよっていう約束になっていません。
1:06:57	で、その約束防護ネットを設置しても踏まえてですね、安重の評価も実施しているということで、このところには、
1:07:08	何とかプレハブ代だとか、kAと系統だとかはほぼ防護ネットの捕獲してですね捕獲し切れないブレースだとかが落下するという評価になっています。
1:07:20	そこのところの前提を変更するということであればですね、そこのところの説明をきちんと補正申請書の中でしていただく必要があると考えています。今回の補正の都市中身を見てもそこの記載がありませんので、
1:07:38	この評価を用いるということであれば、当然、どういう理由でですね、そういう対象外にしたいのかっていうところの説明を、が必要ですよということです。
1:07:52	ただですね、3回目の補正のときの3回目の内容ですと、
1:08:00	飛来物の評価の対象としないのは1ヶ所だけ のところだけでここであればですね、我々当協会の基本方針に沿っておりますので、追加の被水説明等、何も必要なく確認できるということだったんですけども、そちらの方は事業者の方でよく考えてですね。
1:08:22	どちらが
1:08:24	どういうものを採用するのかっていうのをいま一度考えていただきたいと思うんですけども、私の確認事項というコメントっていうのは理解できたでしょうか。

1:08:39	三菱原子燃料のナカジマで単回眼補正の考え方は4回目補正での考え方、あとご指摘の内容を理解しました。我々としても事業許可の考え方に基づいて設計を進めてきておりますので、
1:08:54	ご指摘踏まえて、ちょっと4回目の記載について考え直したいと考えております。以上です。
1:09:04	規制庁差ですね、助勢する分析数については理解しました。もう一つですね、転換工場の東側1階のところですね。
1:09:16	こちら3回目と4回目と評価変わっているというところで3回目はですね、
1:09:27	転換工場東側の と の部分が評価対象飛散物の評価を対象としていないですね。飛来物ですね、内部飛散物の評価をしておりましていうところですね。
1:09:42	それに対して今回は全体に対して、飛来物の評価は対象外というふうになってございません。
1:09:50	これも先ほどと同じなんですけれども、許可の基本方針を踏まえれば、ここは通路ですので、核燃料物質がないっていうのは、 のあるものところについては明らかであり、そのところを飛来物の当貸評価は必要ないというところは理解するところです。
1:10:11	ただ、ここを全体にしてしまうと、反対側のところですね、については、
1:10:21	粉末大型容器だとかの貯蔵施設と重なるところも出てきてですね、このところを評価対象外とするところについてはですねそういうふうにするのであれば、やはり塗装する説明が必要になってくると考えています。
1:10:41	ただですね、前回の補正の状況であれば、この なるものところについては明らかに核燃料物質がないっていうところで飛来物を考慮しないというところは理解できる場所ですので、
1:10:57	こちらのほうもどういうものを採用するのかというところですねいま一度考えていただいて、
1:11:05	事業者の方で検討していただければと思います。
1:11:10	私の確認事項理解できたでしょうか。
1:11:13	ここ三菱原子燃料ナカジマでここを転換工場東側1階部の指摘も除染室で分析と同様と理解しましたMNFないで、態度を確認して
1:11:33	補正に反映させていただきたいと思います。
1:11:38	規制庁さんです。検討をということであればサノ再度検討していただいてですね、適切なものを申請していただければと思います。
1:11:51	ちょっと念のため1へのお伝えしておきたいのは、説明の仕方としてですね、3回目の補正のときに、その転換工場東側1階のところなんですけれども、
1:12:06	に対してですね、飛来物に対して吸収エネルギーが不足する場所があると。

1:12:13	そう宣言した上で、これらについて、選任した上で、飛来物が到達しない核燃料物質が内科で問題ありませんというような御説明の流れになっているんですけども、そもそも避雷評価対象に対して、その吸収エネルギーが不足するような
1:12:33	評価結果を提出されますと、認可ちょっとできませんので、説明の仕方をよく考えて記載するようにしてください。あそこのところはそういうことではなくてもと飛来物だとか、到達しないだとかへの確認不足量物質がないということで評価する必要がないから評価して、
1:12:53	という流れで説明していただく
1:12:56	なかなか理解ができないところもありますので、ちょっと説明の仕方の問題だと思うんですけども、よく注意されてですね、申請書記載するようにお願いします。
1:13:08	以上です。
1:13:09	いやいや、
1:13:11	Maの中で記載については十分注意するようにいたしましてありがとうございます。
1:13:20	規制庁荒れてるところでございます。
1:17:14	はい、それではもう一度最初からですね、お伝えします。今日事実確認の面談ということで進めてきたんですけども、本日の事実確認の中で補正が必要な事項が
1:17:31	助かりましたので、前半で事実確認した中ではほぼ取り扱いで明確にしますというような答えもありましたけれども、押せ今回の補正に合わせてですね、
1:17:45	お答えをいただきたい点がありますのでお伝え再度お伝えします。
1:17:50	最初に資料、本日の資料の中の 2400
1:17:56	13 番で、
1:17:59	隻。
1:18:02	続いて、
1:18:05	確認。
1:18:11	溢水の責任について交通突風で
1:18:16	確認がありましたけれども、この中で、
1:18:21	火災、
1:18:22	による消火の
1:18:27	水も考慮しても溢水

1:18:32	核燃料物質が没水することがないというふうなことで、設計仕様を記載していないということです、その旨を、添付の説明書のほうに記載するようにしてください。これはセンター関連施設 2400
1:18:48	70
1:18:51	次はですね。
1:18:59	関連して、
1:19:02	循環貯槽の 2470。
1:19:15	すみません。
1:19:18	三番。
1:19:19	の溢水についても同様に対策がとられておりますので、もともとの設計番号 12.1 の設置さんに関連して
1:19:32	消火による溢水量ですね、想定しないということでも、
1:19:39	安全であるということであれば、その旨の説明をするようにしてください、それから 2480。
1:19:47	8 番。
1:19:49	ですね、これは火災で、
1:19:52	負債
1:19:54	液位けど、今回
1:19:58	民活審査対象として、いわゆる設置ですね 1 構造
1:20:04	設備がわかるようにですね、ほかのところわかっ再現のところオイルパンの設置方法であるとか、わかるような図面がありますので、申請対象にするのであれば、必ずその図面をですね。
1:20:19	記載するようにしてください。
1:20:22	それからヨシムラのほうからお伝えしましたけれども、3、これは補正申請書の 300。
1:20:31	75 ページ 370。
1:20:34	それで。
1:20:36	防護カバー、
1:20:39	記載されてないということもありました。ここは
1:20:45	整合があるということで、耐震計算と思います。
1:20:49	だけれども、今回のケースでは、今日の御説明で寸法の違いは理解はできましたけど補正するという機会があれば、あほ合わせて修正のほうしてください。
1:21:03	それから、同じく補正の申請書の 479 ページですね。
1:21:08	ここは制御盤の追加税の耐震設計上梁が存在するというので、耐震計算書のほうではゆっそこ考慮してモデル化されておりますけれども、

1:21:22	PARについても、図面の中でですね、どういう形で、
1:21:29	補足というか、
1:21:31	わかるような記載
1:21:34	今のはつり説の1 - 5分の5ページ。
1:21:44	はい。
1:21:47	質問とか検査官から富士通ですね。
1:21:52	資料ですと2515 / 溶接関係の規定であるとか、
1:22:01	見やすくページ本文の809ページ。
1:22:05	50 銭
1:22:07	配管の耐圧の対象の考え方対象の監視ですね、ここで引用しているケースAシステムですね。
1:22:18	のなんか実線で亡くなってしまったんですけど、説明の中で矛盾が生じていますので、耐圧試験をするファイル明確にさせていただくことがあって、
1:22:34	夜間試験についても実施するというので、関連箇所の
1:22:46	あとは地下水等についても、外観検査の方法であるとか、
1:22:52	あとは2500。
1:22:54	C、
1:23:01	十分に検討した上で、
1:23:07	全体として、
1:23:11	それプラスですね、一番最後に、
1:23:15	いいの。
1:23:17	防護ネット
1:23:19	続きましても、
1:23:21	補正で反映するようにしてくださいって。
1:23:26	設計については、今もう、
1:23:28	それでさせ、
1:23:42	ちょっと
1:23:45	もう大分何回も補正をしたので、全体としては、今回これまでのコメントを反映して、非常によく対応していただいているとは思って。
1:23:58	細かい部分で幾つか事実かと。
1:24:02	で、
1:24:03	そのこのところの範囲を
1:24:13	私の方から以上、
1:24:18	はい、どうぞ。ぜひ私の会場ですので、それぞれからあと1個だけちょっと事実確認というか外すすいません規制庁タナベでちょっと1回確認させていただ

	きたいんですけど私からは1個確認させてもらった先生 1601 ページ申請書線です。
1:24:38	まずですね。
1:25:00	まず、
1:25:02	P A R
1:25:08	設置して、
1:25:29	というところ、あとそれ見ると、循環貯槽は、
1:25:38	あれですね、反省があったところで、
1:25:59	ですけど。
1:26:08	ここ。
1:26:09	mI直せってのをフィッティングしているけど、循環貯槽の排気側をですね、誘起そのフードボックス内に配置をこのフードボックスの最後のところですねIP型磨かとの境界部意味でフィルタを設置。
1:26:29	設定この学校ミドルが日当を
1:26:34	例えばハブに移行させないというような提携でございます。
1:26:39	ちょっとこれはレビューアとか機械が受け取ったってということ、循環貯槽の廃棄ですね、について
1:26:49	それが閉合があるかないでもう一度確認した上で、代表性やホットあまりございます。
1:27:02	この新しく追加理解できたんで、ちょっと前の文章とちょっと整合がとれているか、少し悩むようなところもあるんで、補正の機会があるのであれば、ちょっと御確認していただくようお願いいたします。よろしくお願いいたします。
1:27:22	いえ。
1:27:29	これはやった。
1:27:32	原子力規制庁の永井です。
1:27:34	御説明いただいた内容なんですけど。
1:27:40	ガス駄目バッファの前に
1:27:43	フィルタを設置するとか、
1:27:46	そうではあれですかね、安全、
1:27:49	もともと安全機能として、
1:27:53	期待している設計の範囲で、
1:27:56	ものなんでしょうか。それともここで今心配していたのは、HFを含む廃棄がそのまま出ちゃうのでは困るので、何か今後申請する。
1:28:11	設備として中スクラバプロセススクラバであるとかそういう別の安全機能で担保する設備があるのであればそれはそういう旨説明していただければ結構で

	すけど、何かこれから設計を考えますっていうことなんでしょうか。ちょっとそっ だけ。
1:28:30	確認をしてMNFなどで今のこのイベント入ってNmなんか行くわけではなく て、特に重きを置いてあったりとか、青色の
1:28:47	一旦出てくる蒸気をこれと対決するもので、インター微々たるものでございます のでIPの中で十分希釈されるようなレベルでことは別のものございまして脳 波一気に一步
1:29:05	いう考えでございます。
1:29:10	いや、いや、
1:29:14	そうすると、
1:29:17	フィルターについても、何か安全機能として、
1:29:21	いろいろ
1:29:24	これはしてるんでしょうけれども安全機能を有する施設として、
1:29:28	フードボックスであるとかそういうところの附属設備
1:29:33	都市、
1:29:35	での
1:29:37	二つ目は、
1:29:38	はい。
1:29:43	エルナーの北はですね安全機能では考えてはございません。この三つ等が中 身というのを、このままどんどん公開のところを1人というか、あれですね、
1:29:57	雑駁ですね、いろんなものが取り込まれないようにするというようなものでござ います。
1:30:04	規制庁の永井です。いずれにしてもHFに対しては、いろいろ方法してるところ なので、きちっと処理をするということが必要だと。
1:30:19	その業務を踏まえてどういうふうにしてるかっていうのは安全機能を有するの でないんであれば、
1:30:27	図面のほうはまでは必要ないかもしれませんが、添付の説明書の中で十分 に
1:30:42	ウエハラ出しました。
1:30:50	規制庁あれです他ございますでしょうか。
1:30:57	ないようでしたらこれで終わりたいと思います。
1:31:01	それはそうです。
1:31:06	ありがとうございました。